

枚方市男女共同参画推進審議会の傍聴に関する取り扱い要領

この要領は、枚方市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)における審議の傍聴に関して、必要な事項を定めるものです。

(傍聴の手続)

1. 審議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、事前に自分の住所及び氏名を記載した「傍聴受付」を提出するものとします。
2. 審議会の会長(以下「会長」という。)は、傍聴席が満員になった場合その他必要があるときは、傍聴人の数を制限することがあります。

(傍聴人が守るべき事項)

3. 傍聴人は、会長の許可を受けた後に入場するものとします。
4. 傍聴人は、休会又は閉会の宣言があったとき若しくは審議会の会議が非公開となったときは、速やかに退場するものとします。
5. 傍聴人は、私語又は拍手をすること、議事に批評を加え、又は賛否を表明することのほか、携帯電話を使用する等審議の妨害となるような行為をしてはなりません。
6. 傍聴人は発言できませんが、意見や感想があれば、会長あてに文書で表明することができ、会長はこれを参考にします。
7. 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはなりません。
8. 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長がこれを制止し、その命に従わないときは、退場させることがあります。

(配付資料)

9. 会長は、原則として、審議会の会議の配付資料を傍聴人の閲覧に供するものとします。会長が適当と認めたときは、審議会終了後に配付資料の提供等を行うものとします。

枚方市男女共同参画推進審議会に対する感想・意見

枚方市男女共同参画推進審議会会長 様

氏 名

※書ききれない場合は、別の紙に氏名をご記入のうえご提出ください。

傍 聴 受 付

枚方市男女共同参画推進審議会の審議を傍聴します。

なお、傍聴にあたっては「枚方市男女共同参画推進審議会の傍聴に関する取り扱い要領」に従い傍聴します。

年 月 日

枚方市男女共同参画推進審議会会長 様

(申出者) 住 所
氏 名